

◆持続化給付金について

問1 持続化給付金は歯科医療機関も対象となるのか。

答1 対象となります。医療法人も対象です。

問2 給付金の受給を検討しているが、保険診療収入は入金が2カ月後になってしまうのだが、そのあとでなければ申請できないのか。

答2 申請できますが、その月の事業収入に関しては、確定申告の計上方法によって異なります。「発生主義」という考え方は、実際の金銭の動きに関わらず、診療が終了した時点で費用と収益を計上するものです。「現金主義」という考え方は入金があったものに対して費用と収益を計上するものです。「発生主義」の考え方で確定申告をしている場合は、保険点数を現金換算すれば作成できます。実際に申請をされる前に顧問税理士や経理担当者にどのように確定申告をしているか確認して申請してください。

問3 申請はオンライン（電子申請）でしかできないのだろうか。

答3 基本的には電子申請を前提としているようですが、難しい場合は、申請サポート会場で手続きを受け付けています。事前予約制になっていますので、最寄りの会場を持続化給付金専用ホームページからご確認いただき、予約をしてください。

問4 四月の事業収入が前年同月比三〇%しか減少しておらず、今回対象とならなかった。もう申請できないのだろうか。

答4 減収の対象は二〇二〇年一月から同年十二月までです。その間に前年同月比五〇%の減収があれば申請できます。申請期間の締切は、二〇二一年一月十五日までとされていますので、その期間内に申請してください。四月で五〇%の減収がない場合でも対象となる可能性があるため、前年の売り上げを確認しましょう。なお、予算の都合などで申請受付を早期に終了してしまう場合もございますので、対象となる場合は早めに申請したほうがいいでしょう。

問5 持続化給付金を申請したのだがエラーで返ってきてしまった。エラー内容がよくわからないのだがどのようにすればいいか。

答5 エラー内容は細かく教えてくれないうです。よくある不備については以下の持続化給付金の申請ページに掲載されていますのでご確認ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/news/20200527.html>

◆雇用調整助成金について

問1 雇用調整助成金は従業員を休ませれば助成の対象になるのか。

答1 雇用調整助成金は、事業主都合で従業員を休ませ、休業手当を支払っている事業者向けに助成をするという制度ですので、休ませるだけでは対象になりません。新型コロナウイルスの影響等、通常の事業を継続して行うことが難しく、従業員の雇用が難しくなってしまった場合に雇用を維持するための特例措置です。

問2 雇用調整助成金の申請を検討していたのだが、簡素化されたと言っても書類が非常に多くわかりづらい。報道で支給件数も相談件数に対して非常に少ないと聞いているが、何とか助成を受けたい。

答2 そのような問い合わせが歯科医療機関に限らず全業種から寄せられていたようです。それを受け厚労省は、申請の複雑化を解消すべく、20人以下の小規模事業者は専用マニュアルを作成し、申請書類の更なる削減を行いました。オンライン申請の受付も開始されるようです。また、更なる拡充措置として、書類の簡素化や助成金の上限額の拡充と、休業手当を受けることができない労働者向けの助成制度も検討されているので、以前より手続きの複雑さが解消されることが予想されます。詳細は厚労省ホームページにてご確認ください。

問3 雇用調整助成金は雇用保険に入っていないと対象にならないのか。

答3 今回の新型コロナウイルスの影響による特例措置で、雇用保険に加入していないパートやアルバイトの方も対象となりました。そちらは「緊急雇用安定助成金」という名称です。ただし、雇用保険適用事業所の届出を出していない場合は対象なりません。加えて、本来雇用保険に加入しなければならない従業員の加入手続きをしていなかった場合も対象なりません。雇用保険は最大2年間遡及して加入することができるので、申請を行う前によく確認しましょう。